

鳥取県告示第313号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

- (1) 赤碕港の国有財産の使用に係る既往占用料支払債務確認書に基づく既往占用料の収納事務
- (2) 鳥取港千代ボートパーク既往使用料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部空港港湾課

副主幹 青木 晃

副主幹 杉原 孝治

3 委任期間

平成22年4月12日から平成23年3月31日まで